

学生自治再建によせて

昭和45年11月27日

明治大学

大学は学生自治再建にあたって、しばしば提言してきたが、最近の自治再建の動きをまえにして、学生会費を代理徴収し、それを預っている責任上繰り返し大学の見解を学生諸君に明らかにしておきたい。(昭和45年6月「学生自治についての提言」。昭和45年7月「再び学生会費について」配布)

12月に開かれようとしている学生大会について大学は、全共闘と中央執行委員会との従来に関連、方法などに危惧の念をいだきながらも、一日も早く健全な自治の回復を願うために、有団連を中心とした学生諸君の自治再建への行動を信頼し、その動向を重大な関心をもって見守っていくことにした。また学苑会についても、12月中に学生大会が正常に開催されることを前提として、小林功二委員長を代行とする執行委員会を暫定的に認定した。(昭和45年11月1日学長名にて通告)

大学は学生自治回復にあたって、大学告示および提言において示した次の事項を遵守すべき最低条件として再び提示する。

- (1) 暴力を否定し、言論の自由を保障すること。
- (2) 自治会を一部政治団体が私物化しないこと。
- (3) 自治会が全学生相互の自由な批判と協力関係の場を保障すること。
- (4) 学生会、学苑会規約を遵守すること。
- (5) 1部文学部、工学部学生会規約の不明問題を早急に解決すること。
- (6) 学部学生会の学生委員、中央執行委員会大会代議員などの選出過程とその構成員を公表すること。
- (7) 学部学生大会を開催し、その代議員名、選出された執行委員名および予算、決算を公表すること。
- (8) 定例の学生大会あるいは学苑会大会を開催し、その代議員名、選出された執行委員名および予算、決算を公表すること。

大学はこれら事項が守られないときは、会場の貸出しや、学生会費の代理徴収についても再考慮せざるを得ないと考えている。なお、再建された学生自治が再び全共闘運動に利用され、破壊活動の舞台になるようなことがあれば、直ちに大学の告示・学則によって処置することを明らかにしておきたい。

大学はこの決意をもって、今後の学生自治活動に対応していく方針である。大学は学生自治が正常に再建されるよう、諸君の自覚と努力とを期待するものである。